

新型コロナウイルス感染予防対策について

(2023.5.8～適用)2023.9.8 改訂

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、2023 年 5 月 8 日から感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更され、季節性インフルエンザ等と同様の対応になりました。

本学における感染予防対策を 2023 年 9 月 8 日より改訂いたしますので、感染状況に応じた対策を適切に実施するようお願いいたします。



1. 日常生活における基本的な感染予防対策.....	1
2. 通学時・大学構内での感染予防行動.....	2
3. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応.....	3
4. 同居者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応.....	3
5. 実習における感染予防対策 《重要》.....	3
6. その他.....	3
7. 感染症対応フロー	4

1. 日常生活における基本的な感染予防対策

保健・医療・福祉の専門職を目指す学生としての自覚を持ち、「自分が感染しない」「他人に感染させない」ために、基本的な感染予防に努めましょう。

(1) 毎朝の検温および健康状態の確認、行動歴の記録

- ・健康・行動歴チェック表に記入し、大学に毎日持参する。

(健康・行動歴チェック表は、学生総合支援センターで入手またはオクレンジャー掲示板・大学ホームページからダウンロード可)

(2) 流水と石鹸を使ったこまめな手洗い・手指消毒

- ・室内に入る時、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時、食事の前後、トイレの後、共有物に触った後、公共交通機関の利用後などは、必ず流水と石鹸での手洗いを励行する。

- ・手洗いができない時は、アルコール製剤による手指消毒を行う。

- ・アルコール製剤は、十分な量を使って手全体に擦り込む。

(3) マスクの着用

- ・マスクの着用は、個人の判断を基本とする。

ただし、以下の場面では、周囲に感染を広げないためにマスクを着用する。

- ① 受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問するとき

- ② 通学時など混雑した電車・バスに乗車するとき

- ③ 施設の管理者やイベント主催者等からマスク着用を呼びかけられたとき

(4) 「3つの密(密接・密集・密閉)」の回避

- ・身体的距離(フィジカル・ディスタンス)の確保。

- ・混雑を回避する。

- ・換気は、少なくとも30分に1回以上数分程度、窓を開けて行う。可能であれば、常時換気を行う。

(5) 日常の健康管理

- ・規則正しい生活と栄養バランスのとれた食事を心がける。

- ・体調に変化を感じたら、無理せずに自宅等で休養する。

(6) 新型コロナワクチンの接種(推奨)

- ・ワクチンを接種したら、「接種済証」を保健室へ提出する。

2. 通学時・大学構内での感染予防行動

1 日の流れ		感染予防行動
登学前	体調確認	・登学前に体調を確認する。 ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状(発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状)がある場合は、無理な登学は控え、自宅等での療養に努める。また、医療機関を受診し、陽性と診断された場合は、速やかに保健室へ連絡する。 次頁「3. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応」を参照。
	持参物	・体温計、健康・行動歴チェック表
登学時	通学	・できるだけ徒歩や自転車などを利用する。 ・公共交通機関や学校バス内では、マスクを着用し、会話は控え、飲食はしない。降車後は、教室入室前に手洗いまたは手指消毒をする。
大学構内	※時間に余裕をもって行動すること。 ※登学後、体調に異変を感じたら、速やかに保健室へ行くこと。 ※大学からマスク着用を求められた場合は、着用すること。	
	玄関	・手指消毒を行ってから入構する。
	教室	・手洗いまたは手指消毒を行ってから入室する。 ・必要に応じて、ペーパータオルに清掃用薬液を吹き付け、机・椅子などを拭く。 ・隣席の人とは、身体的距離を保つ。ただし、学生の発言が少ない講義形式の授業では、左右1席を空けなくてもよい。 ・配布資料を取る時には、身体的距離を保つ。 ・荷物は椅子の上に置き、床には置かない。
	授業	・できる限り、窓は開けた状態で換気を行う。 ・密閉状態の場合は、30分に1回以上数分程度の換気を行う。(教員が実施) ・毎回、授業終了後に換気を行う。(教員が実施)
	昼食 ※要注意※ マスクを外すため感染リスクが高まる時！	・食事の前後は、手洗いまたは手指消毒を行う。また、ペーパータオルに清掃用薬液を吹き付け、机とパーテーションを拭く。 ・友人と同席する場合は、身体的距離を保つ。 ・食事時の会話は控える。 ・食事後の歯磨きは、トイレの洗面台またはパウダールームで行う。
	課外活動	・十分な感染予防対策を講じた上で活動する。 ・学外で活動する場合は、施設管理者や主催者等の感染予防対策を遵守する。

※手指消毒液がなくなったら、保健室へ連絡する。衛生上、補充はできないので使い切る。

3. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応

医療機関を受診し陽性と診断された、または抗原検査キットにより陽性反応が出た場合は、速やかに保健室へ連絡してください。

(次頁「7. 感染症対応フロー」を参照)

(1) 連絡先等

佐久大学 保健室

受付時間: 平日 8:30～17:30

TEL: 0267-68-6680(代表) ※平日電話のみ、メール不可。

(2) 授業の扱い等

- ① 出席停止(登学禁止)とする。
- ② 授業は欠席扱いとするが、出席すべき授業回数からは減じる。
- ③ 出席停止期間中は療養を優先とするが、症状が比較的軽く、オンラインでの授業の受講を希望する場合は、学生総合支援センターへ相談すること。
- ④ 発症後 5 日間が経過し、かつ、症状軽快後 24 時間程度を経過するまでは感染リスクが高いため、外出は控え、様子を見ること。
- ⑤ 出席停止期間終了予定日には、保健室へ連絡し、症状等の経過を報告すること。
症状消失等を確認した後、出席停止を解除し、登学を許可する。
- ⑥ 登学再開後は、当該欠席に関わる手続きを学生総合支援センターで行うこと。
また、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えるなど、他人に感染させないよう配慮すること。

4. 同居者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応

新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」として特定されることはなく、行動制限は求められません。従って、保健室への連絡は不要ですが、接触日から 7 日目までは発症する可能性があるため、自身の体調に注意するとともに、基本的な感染予防を徹底するほか、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触は控えるようにしてください。

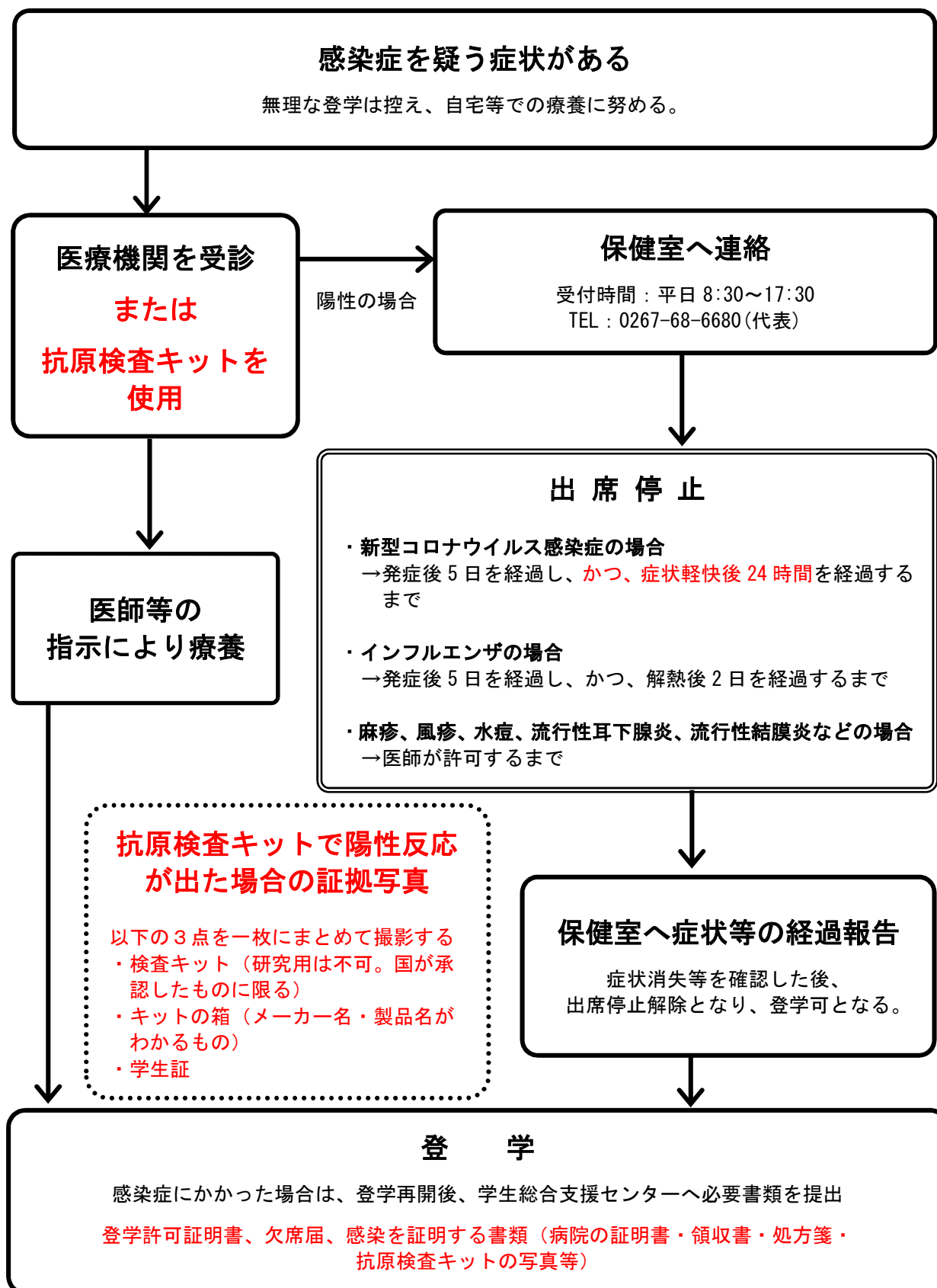
5. 実習における感染予防対策 <重要>

実習前及び実習期間中の感染予防対策については、実習担当教員の指示に従うようにしてください。

6. その他

体調に不安がある場合は保健室、その他不明な点や困ったことがある場合は、学生総合支援センターへ相談してください。

7. 感染症対応フロー



※2023年5月8日以降は、学生便覧105～107頁・学生ガイド18～20頁掲載の「感染症対策」のうち、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いは、本フローのとおりとなるので、注意すること。